

益城町教育大綱

(令和4年度～令和8年度)



(令和3年 子ども民生委員の活動の様子)

一人一人が輝き、夢と希望に
あふれた益城の人づくり

益城町

目 次

第1章	はじめに	1
1	教育大綱策定の趣旨	
2	教育大綱の位置づけと実施期間	
第2章	益城町教育大綱	2
1	教育の理念	
	教育理念 「一人一人が輝き、夢と希望にあふれた益城の人づくり」	
2	教育理念を達成するための教育基本目標	
	基本目標1 「子どもたちの生きる力を育む保育・教育の充実」	
	基本目標2 「子どもと大人が一体となった地域協働活動への取組」	
	基本目標3 「伝統文化の尊重とふるさとを愛する教育環境の整備」	
	基本目標4 「生涯を通して学ぶ楽しさが感じられる教育のまちづくり」	
第3章	「第2期教育振興基本計画」(具体的施策)	4
	基本目標1 「子どもたちの生きる力を育む保育・教育の充実」	
	1 就学前教育の充実	
	2 小中学校教育の充実	
	3 小中の連携による教育活動の充実	
	4 教育環境の整備	
	基本目標2 「子どもと大人が一体となった地域協働活動への取組」	
	1 家庭及び地域社会との連携による教育力の向上	
	2 コミュニティ・スクールによる地域との課題共有・協働	
	基本目標3 「伝統文化の尊重とふるさとを愛する教育環境の整備」	
	1 文化財の保護と活用	
	2 多様な文化・芸術活動の推進	
	基本目標4 「生涯を通して学ぶ楽しさが感じられる教育のまちづくり」	
	1 生涯学習社会の構築	
	2 生涯スポーツの推進	
	3 生涯学習施設・文化施設・スポーツ施設などの活用	

第1章 はじめに

1 教育大綱策定の趣旨

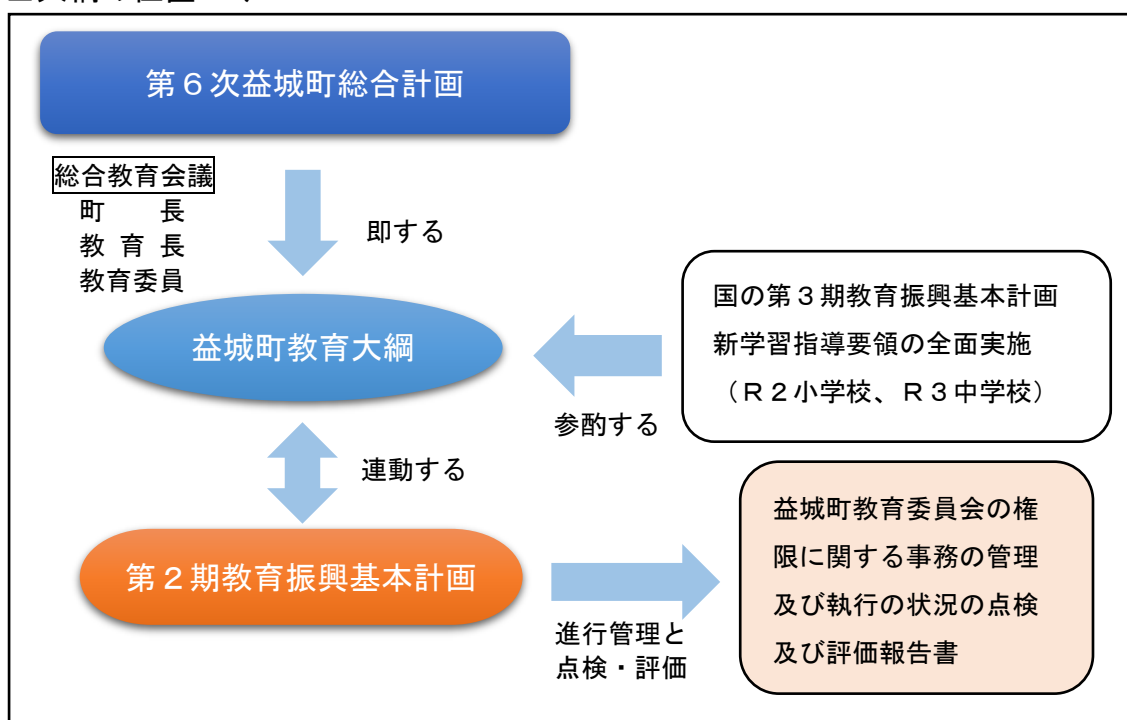
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成2年4月1日施行）により、教育委員会制度が改正され、同法第1条の3第1項に基づき、地方公共団体の長は教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針（国の「第3期教育振興基本計画」）を参酌して、地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。

このことから、教育行政に関する町民の意向を一層反映させるため、同法第1条の4第1項に定める町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議した上で、この教育大綱（以下「大綱」という。）を策定するものです。

2 教育大綱の位置づけと実施期間

教育大綱は、第6次益城町総合計画「再生・発展への復興計画」の実現へ向けて、本町教育分野の基本方針と目標を示すもので、大綱の後半に示す「第2期教育振興基本計画」と連動するものです。

■大綱の位置づけ



本大綱の実施期間は、令和4年度から令和8年度の5年間としますが、今後の社会情勢の変化等に対応して、適宜、見直しを行うものとします。

■実施期間

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
益城町総合計画	第6次基本計画(第1期)								
					第6次基本計画(第2期)				
					調整年度				
益城町教育大綱	益城町教育大綱				益城町教育大綱				
教育振興基本計画	第1期				第2期				

■評価・検証

関係各課で、大綱の実現へ向けた教育振興基本計画の具現化のための施策を実施し、その評価・検証を適宜行い、改善した取組へつなげていきます。

第2章 益城町教育大綱

1 教育の理念

第6次益城町総合計画のまちの将来像である「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」づくりにおいて、教育分野の基本的な方針「個性と創造力を育むまちづくり」を目指して、次を大綱における教育理念とします。

教育理念 「一人一人が輝き、夢と希望にあふれた益城の人づくり」

現在の学習指導要領には、「よりよい教育を通じてよりよい社会を創る」ことが理念として示されています。「教育」は人づくりであり、未来のまちづくりの礎です。本町におけるこれまでの取組を踏まえ、情報化やグローバル化、少子高齢化など激しく社会が変化する時代を生き抜くために、子どもたち一人一人が輝きながら、地域の人々の支援のもとに困難を乗り越え、ふるさとを愛

し郷土に誇りを持ち、世界に羽ばたく夢と希望にあふれた未来の担い手となるような益城の人づくりに取り組みます。そして、生涯を通して、住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまちづくりの担い手となるような人材の育成を目指します。

2 教育理念を達成するための教育基本目標

教育理念を達成するために、以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標1「子どもたちの生きる力を育む保育・教育の充実」

「生きる力」とは、近年の変化の激しい世の中をたくましく生き抜いていく力のことです。この「生きる力」を子どもたちに育むためには、保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の連続した保育・教育が大切であると同時に、家庭を中心とした基本的な生活習慣の定着が重要であり、また、その両者を支える地域・行政の支援やその体制づくりが必要です。

本町においては、未来に生きる子どもたちの豊かな心と確かな学力、健やかな体を育み、益城を愛し世界で活躍できる子どもを育てます。

基本目標2「子どもと大人が一体となった地域協働活動への取組」

子どもたちが、ふるさとを愛する心や豊かな人間性・社会性・地域住民とのつながりを身につけるための取組と同時に、地域の人々が地域のニーズを踏まえ、地域社会の教育力向上に向けて、課題を共有し協働して解決に至るような施策を実施します。

また、町内小・中学校への法に基づくコミュニティ・スクールの導入をはじめ、社会教育関係団体・NPO・学校・教育委員会などのネットワーク化を図ることにより、地域に根差した教育力の向上と地域社会の活性化を図ります。

基本目標3「伝統文化の尊重とふるさとを愛する教育環境の整備」

子どもたちが、文化財や偉人の功績等から、ふるさとに誇りと愛着を持ち、

自らが伝統や文化を尊重し、地域に貢献できる担い手になるように、教育環境の整備に力を注ぎます。

また、地域に受け継がれている文化財・伝統文化などの幅広い活用を図り、世代間交流を進めることで、地域の素晴らしさを再認識する活動へとつなげていきます。

さらに、発掘された埋蔵文化財やその他の資料について、適切な収蔵・管理・公開活用を行うことにより、町民の伝統文化への理解を図ります。

基本目標 4 「生涯を通して学ぶ楽しさが感じられる教育のまちづくり」

町民の生涯を通じた学びに対するニーズは高まっており、町民の多様化する学習ニーズに対応するため、今後はさらに、社会教育施設などを拠点として、いつでもだれでも学習できる体制・内容の充実を図り、学ぶ楽しさが感じられるまちづくりを目指します。

また、町民の生涯学習に対する関心を高め、それを継続的な学習活動につなげて、学習の成果を地域の活性に生かすため、リーダーの発掘や研修による育成を行うとともに、関係機関との連携を図り、効果的な学習と学習成果を生かす場を提供する循環型の学習システムづくりに取り組みます。そして、学びを地域社会の活動等に生かすことにより、生きがいつくりにつながる活動を行います。

第 3 章 「第 2 期教育振興基本計画」（具体的施策）

基本目標 1

「子どもたちの生きる力を育む保育・教育の充実」

1 就学前教育の充実

（1）基本的生活習慣や生活リズムの醸成

- ・一人一人の幼児教育の実情に応じたきめ細やかな対応を心掛けながら、生活に必要な様々な習慣や態度を身につけることができるように援助を行います。
- ・幼・保等、小、中連携の下、保護者への啓発を行い「早寝・早起き・朝

ごはん」運動を推進し、健康的な心身の発達を促します。

(2) 豊かな心を育む保育・教育の推進

- ・自然豊かな本町の特色を生かし、身近な自然に触れる機会を多く持ち、幼児が自然を全身で感じ取れるような体験を取り入れるなど、豊かな心を育む保育・教育を推進します。

(3) 遊びを通じた規範意識の確立

- ・集団生活の中で、「遊び」を通して起こる様々な場面で「きまり」に気付かせながら、状況に応じて自分の気持ちを調整する力を身に付ける保育を行います。

(4) 預かり・延長保育の充実

- ・保護者の就労状況や社会環境に対応し、保育所・幼稚園等における預かり・延長保育を行います。
- ・長時間保育において、子どもたちがゆったりと過ごし、保護者が安心して預けられる環境づくりを推進します。

2 小中学校教育の充実

(1) 豊かな心の育成

- ・家庭や地域と連携し、多様な体験活動を取り入れるとともに、道徳教育や人権教育の充実を通して、自分と同じように相手の命や心を大切にす態度を育てていきます。
- ・社会情勢や生活環境の変化に即して、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカー及び町支援員の活用を図り、児童生徒に寄り添った丁寧な心のケアに努めます。

(2) 確かな学力の育成

- ・ICTの効果的活用及び授業改善、児童生徒の基礎的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成を図り、児童生徒が主体的に学習に取り組む態度の育成につながる授業に取り組みます。
- ・学校での学びを家庭での復習にリンクさせた取組や家庭でのタブレットの効果的な活用を推進し、児童生徒の確かな学力の定着を図ります。

(3) 健全な心身の育成

- ・心身ともに健康で安全な生活習慣を育成するために、家庭・地域との連携を密にしながら、計画的・系統的な健康教育や安全教育を推進します。特に、食育においては、細やかな給食指導と家庭への啓発を図ります。
- ・体育的行事や授業を通して、体力向上に係る具体的実践に取り組み、児童生徒の健全な心身の育成を図ります。

(4) 郷土愛の育成

- ・郷土にまつわる様々な学びや体験を通して、児童生徒が本町の素晴らしさに気付き、わがふるさとを誇りに思い愛する態度の醸成を図ります。
- ・地域住民と連携しながら、益城町の先人の努力と功績を知る学びの機会を設け、歴史や伝統文化の継承を進めるとともに、ふるさと意識の高揚を図ります。

3 小中の連携による教育活動の充実

(1) コミュニティ・スクールの推進

- ・社会に開かれた教育課程の実現を図り、「町全体が学びの場」となるように、学校が地域住民と教育課題を共有し、学校運営協議会を中心として課題解決に取り組み、学校の活性化に努めます。
- ・学校コーディネーターや地域学校協働活動推進員を中心に、地域の特色や人材を生かした地域とともにある学校づくりを推進します。

(2) ICT教育の推進

- ・全ての児童生徒にタブレットを配布しICT教育を推進するとともに、教育委員会にICT支援員を配置し、各学校の授業支援及びICT機器活用支援を図ります。
- ・全ての教職員に校務用パソコンを配備し、校務の管理をはじめ出席簿や指導要録などの教務管理を電子化することにより、教職員の業務の効率化を図ります。

(3) 英語教育の推進

- ・小中連携の下、「音声から文字へ」の流れを基本とした授業実践に取り組み、児童生徒の英語学習における「聞く力」「話す力」「読む力」「書く力」をバランスよく育成します。
- ・町英語活動指導員やALTを活用し、小中連携の下、英語学習に関する

研修会や授業の交流を通じて、英語担当者の資質向上を図ります。

(4) 特別支援教育の推進

- ・ 町特別支援教育支援員の活用により、通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒の困り感を軽減し、楽しい学校生活と安定した学習内容の習得が行えるよう支援します。
- ・ 適切な就学が保護者の理解とともに進められるよう、就学支援委員会の充実に努めるとともに、増加する特別支援学級のニーズに対応できるよう、教育環境整備を進めます。

(5) 防災教育の推進

- ・ 自然災害や地域への理解を深め、様々な自然災害に対し、「自助」「共助」の精神の下、主体的に行動する児童生徒を育成します。
- ・ 熊本地震の体験や教訓から、防災・減災の意識を高め、教育活動全体を通じた防災教育を進めます。

4 教育環境の整備

(1) 教育施設の整備と通学路の安全確保

- ・ 教育施設を計画的に改修し、安全で良好な学習環境の整備を進めます。
- ・ 日々変化する道路事情・交通事故・防犯対策など、関係機関や地域との連携を図りながら、町「通学路安全推進会議」を活用して、通学路の安全確保を行うとともに、復旧工事による経路変更等に伴う通学路の安全確保を丁寧に進めます。

(2) いじめ・不登校防止及び支援体制の確立

- ・ 不登校対策として、フレンドネット（ましきこがみ舎・ミナテラス等）の適応指導教室の拡充を図り、児童生徒の支援体制を整えます。
- ・ いじめの認知と解消への取組を積極的に推進し、いじめのない楽しい学校づくりを進めます。

(3) 幼稚園・保育所支援員配置事業

- ・ 幼稚園に特別支援教育支援員を配置し、子どもたちの状況に応じて必要な支援を行います。
- ・ 保育所や幼稚園等の実情に応じて、保育士・看護師を加配し、適切な指導及び支援を行います。

(4) 小中学校支援員配置事業

- ・いきいき益城っ子育成事業・英語活動指導員配置事業・ドリーム益城っ子事業・特別支援教育支援員配置事業・学校教育指導員配置事業・ALT配置事業等を通じて、小中学校における様々な課題を解決するための支援を行います。
- ・小中学校支援員配置事業の連携を図り、就学前から小学校へ、小学校から中学校へのスムーズな接続を図ります。

(5) 幼・保等、小、中連携の推進

- ・幼・保等、小、中、連携の下、保護者への啓発活動を積極的に行い、「早寝・早起き・朝ごはん運動」等の取組を通じて、子どもの生活習慣の確立を図ります。
- ・子どもの成長を、就学前から小学校・中学校までの連続したものとしてとらえ、各々が連携・協力して基本的な生活習慣や学習習慣の育成、及び規範意識等を培い、健やかな成長を支援します。

(6) 教職員の働き方改革

- ・益城町の教育施設で働く教職員が、心身ともに健康で意欲をもって働く環境を整備するために、子どもの成長に直接関係のない業務を軽減する取組を行います。
- ・月あたりの時間外労働時間が45時間を下回るよう、教職員の業務内容の抜本的な見直しを行います。
- ・保護者や町民から、教職員の働き方改革への十分な理解を得ることができるよう、積極的な啓発を行います。

(7) コロナ渦での教育活動

- ・新型コロナウイルス感染症の流行によって、子どもたちの成長に必要な行事や対人交流が十分にできていないことを考慮し、複数年度での教育課程の実施を検討します。
- ・学校や園でのコロナ渦に係る印刷業務やICT教育及び消毒や換気など通常業務が増加していることを踏まえ、業務や学習指導を補助する人材の配置に積極的に取り組みます。

基本目標 2

「子どもと大人が一体となった地域協働活動への取組」

1 家庭及び地域社会との連携による教育力の向上

(1) 地域教育コーディネーター・地域学校協働活動推進員の活用

- ・地域学校協働活動推進事業は、学校、家庭、地域が一体となって学校の教育課題を共有し、その課題解決に向けて協働することにより、子どもを育てる地域コミュニティづくりを目的としています。地域教育コーディネーターや地域学校協働活動推進員との連携により、町内各学校間のつながりを強めるとともに、地域とのつながりを大切にして「まち全体が学びの場」の実現を図ります。

(2) 家庭教育関係機関との連携推進

- ・様々な機会を捉えて家庭教育に関する研修を行うため、家庭教育関係機関や各種社会教育団体と連携を図ります。

(3) 「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ」の充実

- ・放課後におけるこどもの安全を確保する放課後児童クラブを設置し、必要に応じた環境整備を図ります。
- ・放課後に、学校の空き教室などを利用し実施している放課後子ども教室を継続して行い、子どもの安全・安心な居場所づくりに努めます。
- ・各校区の地域連携の実態を踏まえつつ、そろばん教室、読み聞かせなどにより、子どもの学力向上を図るとともに、学ぶ楽しさや豊かな心を育みます。

(4) 地域子育て支援拠点事業・児童館の充実

- ・子育て関連情報や子育て支援講座を充実させ、「益城町つどいの広場」を子育てで孤立せず、不安感や負担感を軽減できる場所として提供します。
- ・子どもの遊びの場とともに、子育て家庭の交流の場として児童館を活用し、児童の健康増進と情操を高める環境を整えます。

(5) 要保護及び要支援児童などへの取組の充実

- ・要保護児童対策地域協議会及びDV防止対策協議会が関係機関と連携

- し、子どもを見守る体制の充実を図ります。
- ・教育委員会内に相談窓口を設置して、安心して相談できる体制を構築し、児童生徒や家庭への支援を行います。
 - ・家庭の事情や学校での集団生活の不安が原因で、学習困難な児童生徒を支援するための学習環境づくりや居場所づくりに努めます。

2 コミュニティ・スクールによる地域との課題共有・協働

(1) 地域学校協働活動の体制づくり

- ・地域の安全や体験活動、学習支援など、地域の未来を担う子どもとの関わりを通して、地域で学校を支える仕組み（地域学校協働本部）づくりを進めるとともに、地域における人と人とのつながりを深め、地域住民の生きがいづくりを進めます。

(2) 学校運営協議会の充実

- ・学校運営協議会で地域や学校の課題を共有して、委員の方々のご理解とご協力の下、学校区において主体的な取組が継続的に行われるよう支援をします。
- ・学校運営協議会の活動の中に、児童生徒の活躍の場をつくり、学校と地域が一体となって協働できるような体制づくりの支援をします。

(3) 地域人材の発掘とコミュニティ・スクールへの活用

- ・地域人材把握のため、町長部局・教育委員会部局の組織を越えた横断的な情報共有に努めます。
- ・まちづくり活動支援センターをはじめ関係機関との連携により、「人材バンク」の整備を行います。

基本目標 3

「伝統文化の尊重とふるさとを愛する教育環境の整備」

1 文化財の保護と活用

(1) 文化財・埋蔵文化財の調査研究及び活用

- ・企画展示の実施やホームページ等により、文化財・埋蔵文化財の調査研

究成果を報告します。

- ・復旧・復興事業に伴い発掘された文化財・埋蔵文化財等について、震災遺構として、後世に継承できるように情報を発信します。

(2) 遺跡地図の作成と文化遺産を継承する取組

- ・遺跡地図の適切な作成及び活用により、埋蔵文化財保護の理解促進と文化遺産を継承する取組を行います。
- ・過去の調査履歴を活用して遺跡地図の精度を高めるとともに、埋蔵文化財保護行政の効率化を図ります。

(3) 教材として学校教育、社会教育での活用

- ・文化財・埋蔵文化財の保存・活用を通して、児童生徒や町民一人一人の郷土愛の醸成に努めます。
- ・「四賢婦人記念館」を拠点として、郷土が生んだ先人の功績を学ぶ機会の拡充を図ります。
- ・国指定天然記念物「布田川断層帯」を整備し、関連する文化財等と一体的に活用することで、熊本地震の記憶の継承を通じた防災教育や環境教育を進めます。

(4) 町ホームページ等における広報活動の推進

- ・町ホームページや広報紙等により指定文化財をはじめとした文化財・埋蔵文化財・偉人についての情報を発信し、町民の郷土愛護精神の醸成を図ります。

2 多様な文化・芸術活動の推進

(1) 文化・芸術活動及び体験活動の充実

- ・地域の文化・芸術団体の活動において助言や支援を行うほか、年齢、性別、障がいの有無、経済的な状況に関わらず、文化・芸術に親しめる機会の提供を図ります。
- ・演奏家や俳優らを迎えての住民参加型のワークショップの実施や学校に出向いて活動を行うアウトリーチ事業（出前授業）などの行事を企画・実施して体験活動の充実を図ります。

(2) 文化会館事業の充実と活用の促進

- ・優れた文化・芸術の提供ができるよう、文化庁や県などが行う鑑賞事業

の積極的な活用の推進に努め、町民が多彩なジャンルの文化・芸術に触れる機会を創出します。

- ・指定管理者と連携して、多様なネットワーク、SNSを効果的に活用することにより、積極的に情報を発信し、事業における集客や施設利用の促進を図ります。

(3) デジタル等によるアーカイブの保存活用

- ・復旧・復興事業により滅失する震災遺構について、写真や映像媒体による記録保存を行い、震災デジタルアーカイブを作成します。
- ・デジタルアーカイブで開示できるものは、広く震災資料として開示するとともに、震災遺構として、後世に伝える防災・減災の資料として整えていきます。
- ・ミナテラスを「平成28年熊本地震震災ミュージアム」におけるデジタルアーカイブの拠点とし、町内や町外に対する情報発信を行います。

基本目標 4

「生涯を通して学ぶ楽しさが感じられる

教育のまちづくり」

1 生涯学習社会の構築

(1) 生涯学習推進のための体制整備と情報提供

- ・公民館運営審議会で、町民に学んでほしいことや町民が学びたいこと等を整理し、公民館講座の充実を図ります。
- ・社会教育指導員を設置して、生涯学習推進のための適切な情報提供を行い、町民の生涯学習活動を支援します。
- ・町民の生涯学習ニーズの把握に努め、効果的な学習機会や適切な学習場所の創出に努めます。

(2) 人と人をつなぐ人権・同和教育の推進

- ・町民一人一人が、部落差別（同和問題）をはじめあらゆる人権課題を、自らの問題として考え、行動することができるよう人権・同和教育の推

進を図ります。

- ・町主催の人権教育研修会、ホームページや広報紙等を通じて、町民に対して、部落差別（同和問題）をはじめあらゆる人権課題を提示して、一人一人の人権が大切にされる益城町になるよう啓発活動に取り組みます。

（３）豊かな感性を育む読書活動の推進

- ・読書を通じて、言葉を学び想像力を高め豊かな感性を育むために、交流情報センターの図書館を拠点として読書環境の整備を図ります。
- ・「益城町子ども読書活動推進計画」を作成して、地域・学校・家庭が連携し、子どもの読書活動推進に取り組みます。

２ 生涯スポーツの推進

（１）生涯スポーツの普及と振興

- ・子どもから高齢者まで幅広い年代層を対象にして、様々なニュースポーツなどを採り入れながら、気軽に参加できる生涯スポーツの普及振興を図ります。
- ・スポーツ関係団体をはじめ、保健医療、福祉団体等とも連携を図りながら、スポーツ活動への参加機会の充実・提供に努めます。

（２）総合型地域スポーツクラブの育成

- ・町民の生涯スポーツの普及に向け、益城わくわくスポーツクラブの活動を再開させるとともに、熊本地震前に実施していた各種スポーツ活動や保健・医療・福祉への支援活動など行います。

（３）スポーツ少年団の育成・支援

- ・子どもたちのスポーツ環境を充実させ、スポーツ少年団を育成するために、スポーツ少年団の指導者に対する講習会を実施するとともに、活動しやすい環境づくりに努めます。

（４）競技スポーツの推進と指導者の育成

- ・幅広い知識や教養、より高い指導技術を備えた指導者の育成を推進するため、各競技団体や企業チーム、地元プロスポーツチーム等との連携を

図り、各種講習会や研修会等の充実に努めるとともに、アスリートの育成環境の充実に努めます。

(5) 各種スポーツ教室・イベントの開催

- ・ 町民がスポーツに親しむ機会を提供するため、町民のニーズを把握し、だれもが、気軽に参加できるスポーツ教室やイベントを開催します。
- ・ 日本サッカー協会の復興支援で実施している「夢の教室」を継続して開催し、子どもたちに夢を持つことの大切さを学ぶ機会を提供します。

3 生涯学習施設・文化施設・スポーツ施設などの活用

(1) 施設活用に関する町民への情報提供

- ・ 本町への大会・合宿誘致事業を実施し、プロスポーツ選手をはじめ全国レベルのスポーツ大会や合宿、さらには各種イベント等を開催し、町民に元気を与える機会を提供します。
- ・ 町ホームページや広報紙等により、それぞれの施設の具体的活用方法を分かりやすく例示し、施設活用の促進に努めます。

(2) 各施設的环境整備と活用促進

- ・ 既存のスポーツ活動のみならず、新たなスポーツ活動が実施できるよう、町民のニーズを把握しながら環境を整備します。また、各競技団体や企業チーム、地元プロスポーツチーム等との連携を図り、整備した施設の活用を図ります。
- ・ 指定管理者との連携により、設置目的を果たすべく施設の適切な運用を行います。